

## <日進市都市マスタープランの改定について>

### 1 概要

都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市の将来ビジョンとその実現に向けて土地利用、都市施設の整備、市街地の整備、開発、保全の方針を定めるものである。

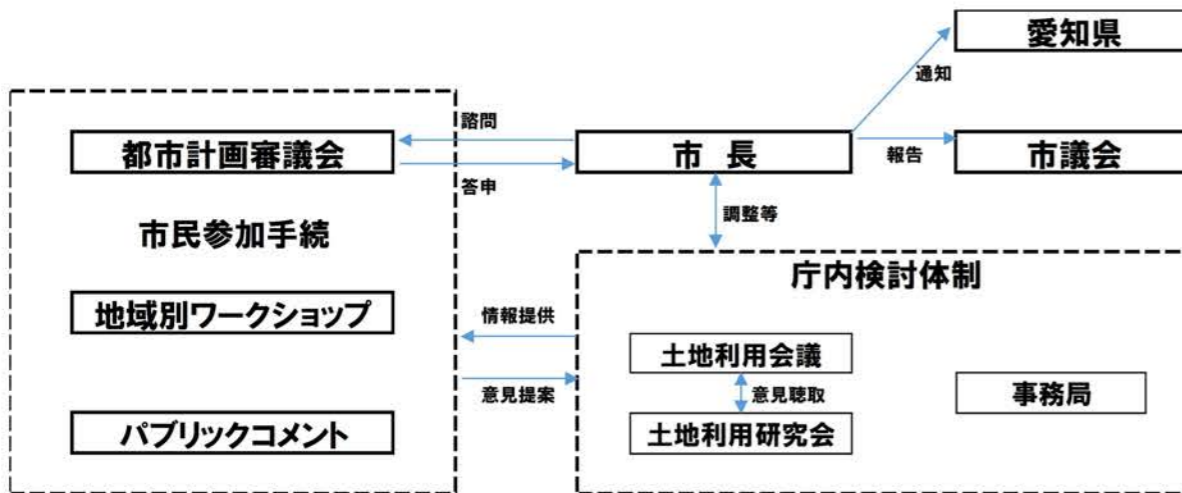
現行の日進市都市マスタープランは平成23年3月に公表し、平成32年を目標年次として定めている。次期マスタープラン作成のために、昨年度は現在の都市構造の分析と課題の整理を行った。

昨年度の分析を踏まえ、今年度は

- ・基本理念の検討
- ・都市づくりの目標案の作成
- ・将来フレームの設定
- ・将来都市構造素案の検討

を行うとともに、日進市第6次総合計画や緑の基本計画等との調整を図りながら、平成32年度の改定を目指し、業務を実施したい。

### 2 策定体制



※都市計画審議会  
市議会議員 3名  
学識経験者 5名  
関係行政機関職員 1名  
公募市民 2名  
臨時委員 4名  
オブザーバー(県職員) 2名

※地域別ワークショップ(H31予定)  
9小学校区@10名 各4回程度予定

※パブリックコメント(H32予定)

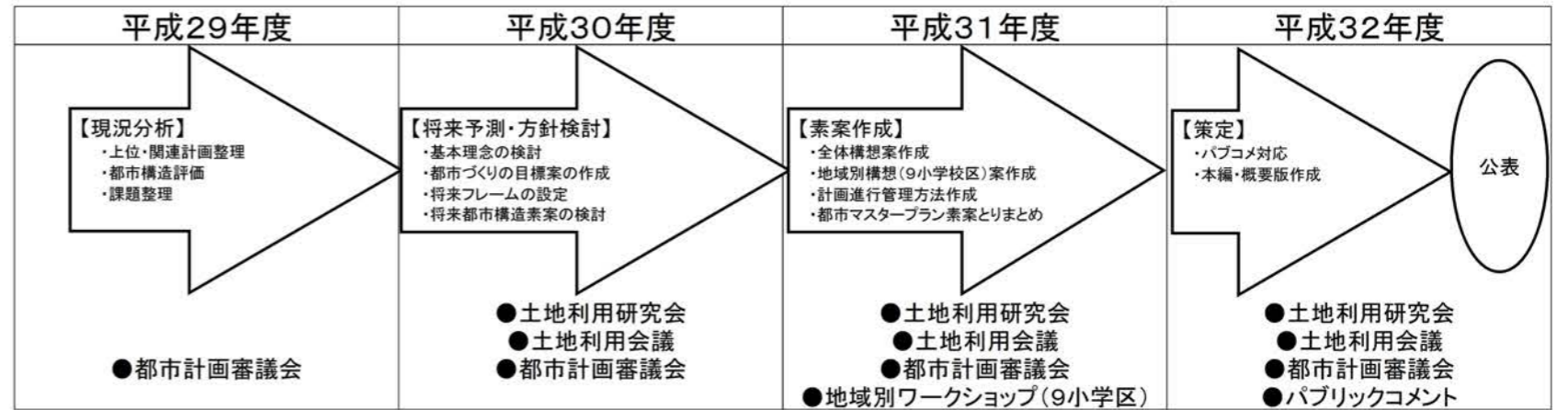
※土地利用会議  
副市長(会長)  
企画部長  
企画部調整監  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長  
こども福祉部長  
建設経済部長  
建設経済部担当部長

※土地利用研究会  
企画政策課  
危機管理課  
生活安全課  
環境課  
地域福祉課  
子育て支援課  
都市計画課  
道路建設課  
土木管理課  
区画整理課  
下水道課  
建築課  
産業振興課  
学校教育課

※庁内検討事務局  
都市計画課

※本体制については平成29年度第2回都市計画審議会(H29/11/6)にて承認済み

### 3 策定スケジュール



### 4 進捗状況

現在、

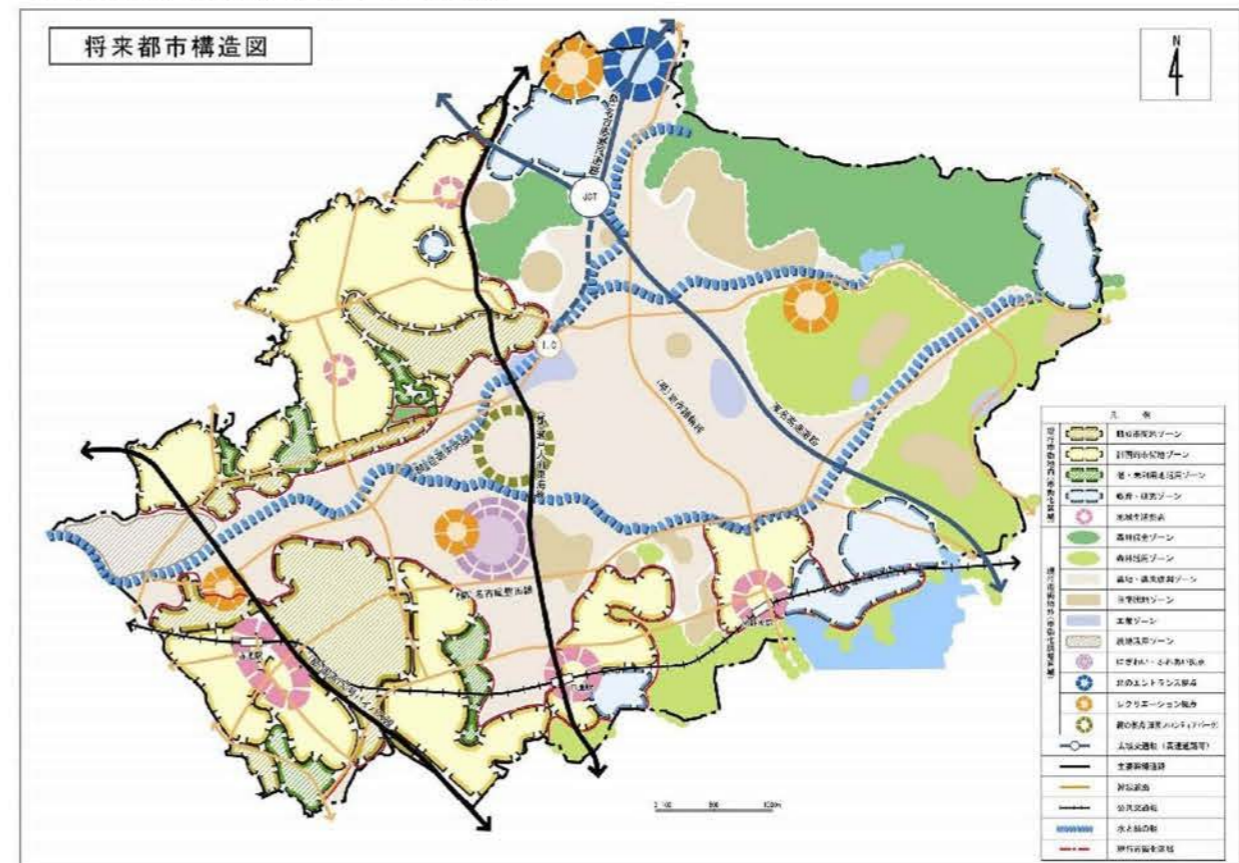
- ・基本理念及び都市づくりの目標案について
- ・人口フレームの設定について
- ・産業フレームの設定について

上記事項について検討を行っている。

都市計画審議会における臨時委員については都市計画課で人選を行っており、上記検討事項について庁内の概ねの方向性が定まった段階で正式に依頼を行う予定である。

臨時委員4名及びオブザーバー(県職員)2名を加えた、都市マスタープランを議題とする都市計画審議会については、現時点では年明けを予定している。

なお、11月18日(日)の市民まつりにおいて、都市計画課ブースを設け、来場者に日進市の将来像を裏面の塗り絵用紙へ自由に描いてもらう企画を実施する予定である。



図：現行の将来都市構造図

# なったらいいな みらい 未来のにしん

おとな  
大人も子どもも  
じゆう  
か  
自由に書いてみよう!



平成30年10月9日  
平成30年度第1回都市計画審議会  
資料No. 3

おしゃれなお店が  
できたらいいな

道路が通ると  
便利だな

みんなが集まる  
場所がほしいな

安全にお散歩  
できるといいな

田んぼがいつまでも  
あったらいいな

森や川が  
大好きだな

近くに公園が  
あるといいな

ずっと日進に  
住みたいな



じゆうきにゅうらん  
自由記入欄

|               |      |   |  |
|---------------|------|---|--|
| なまえ<br>名前     |      |   |  |
| がくねん<br>学年・年代 | 年生 / | 代 |  |
| せいべつ<br>性別    |      |   |  |

好きな色でぬってみよう!

住んでいるところに  
できれば○をつけてね

わたしたちにも  
色をぬってね

